

特殊車両通行許可申請に必要な書類について

(独)日本高速道路保有・債務返済機構(以下、「当機構」といいます。)に対する特殊車両通行許可申請に必要な書類は以下のとおりです。

また、当機構が行う許可等の手続きにつきましては、道路整備特別措置法により高速道路会社を経由して行うこととされておりますので、当機構では申請書等を直接受理することはいたしません。

各高速道路会社等の特殊車両通行許可申請窓口については、[関東地方整備局のホームページ](#)でご確認ください。

特殊車両通行許可申請に必要な書類

	新規申請		更新申請	変更申請		
	普通申請	包括申請 ^{注1}		車両の変更	経路の変更	その他の変更
申請書	1部	1部	1部	1部	1部	1部
車両内訳書	—	1部	—	1部	—	—
車両の諸元に関する説明書	1部	1部	—	1部	—	—
通行経路表	1部	1部	—	—	1部	—
通行経路図	1部	1部	—	—	1部	—
自動車検査証(写) ^{注2}	1部	1部	—	1部	—	—
軌跡図 ※ 超寸法車両のみ	1部	1部	—	—	—	—
申請データ ※「.bin」、「.tks」、「.tksz」形式	1部	1部	1部	1部	1部	1部
その他審査に必要な書類	道路管理者が必要とする部数(荷姿図ほか)					
委任状 ^{注3}	行政書士等の代理人が申請する場合: 1部					
前回の許可証及び添付書類	—	—	1部	1部	1部	1部

注1) 包括申請の場合は、交付した許可証及び付属書類一式について、必要台数分を複写して車両に備え付けてください(特殊車両通行許可証は、車両に備え付けていなければなりません(複写可))。車載する必要がある書類は、許可証・条件書・(車両内訳書)・通行経路表・通行経路図です。

注2) 包括申請で同一の型式の車両が複数あるときには、それぞれ同一の型式ごとに1枚の自動車検査証(以下、「車検証」という)の写しがあれば問題ございません。オンライン申請の場合において、車検証データベースに登録がある場合は車検証の添付は原則不要となります。

注3) 委任状の様式は問いませんが、委任関係が証明できるものであること。具体的には、委任元の押印又はサインが必要となります(サインがあれば押印省略可能)。